



松井特許事務所  
S. MATSUI & ASSOCIATES

ホーム  
サイトマップ  
English

お気軽にご相談ください  
03-6770-2124  
お問い合わせフォーム

- 事務所のご案内
- 初めての方へ (特許制度のご案内)
- 料金のご案内
- 特許トピックス
- お問い合わせ

ホーム > [初めての方へ \(特許制度のご案内\)](#) > 実用新案登録出願案内

初めての方へ  
(特許制度のご案内)

## 実用新案登録出願案内

<a href="#">特許出願案内</a>
<a href="#">実用新案登録出願案内</a>
<a href="#">意匠出願</a>
<a href="#">商標出願</a>
<a href="#">外国出願</a>

実用新案登録制度は、物品の形状、構造又は組合せに係る「考案」を保護する制度です。特許権を得るには、進歩性のレベルがある程度高い必要がありますが、進歩性のレベルがそれほど高くない、ちょっとした創意・工夫をした「考案」について、実用新案権が付与されます。

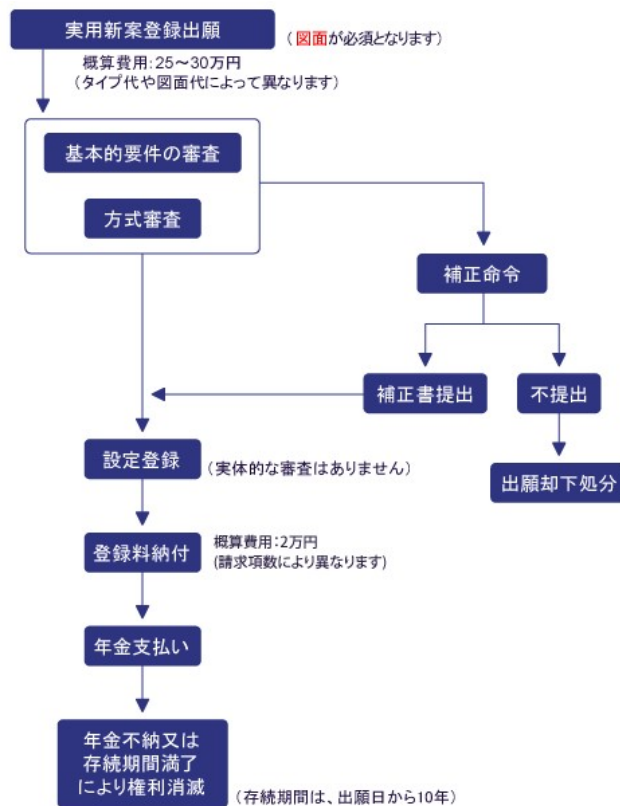
ただし、実用新案権の保護対象は、**物品の形状、構造又は組合せ**に関するものに限られ、それ以外のもの、例えば、**測定方法**や**使用方法等の方法**、**物の製造方法**などは、保護されません。

また、この実用新案制度においても、特許と同様に特許庁に対する「出願」手続きが必要です。この手続きの流れについては、下記の[＜実用新案権を取得するまでの流れ＞](#)をご参照ください。また、実用新案登録出願をするまでの流れについては、下記の[＜実用新案登録願するまでの基本的な流れ＞](#)をご参照ください。

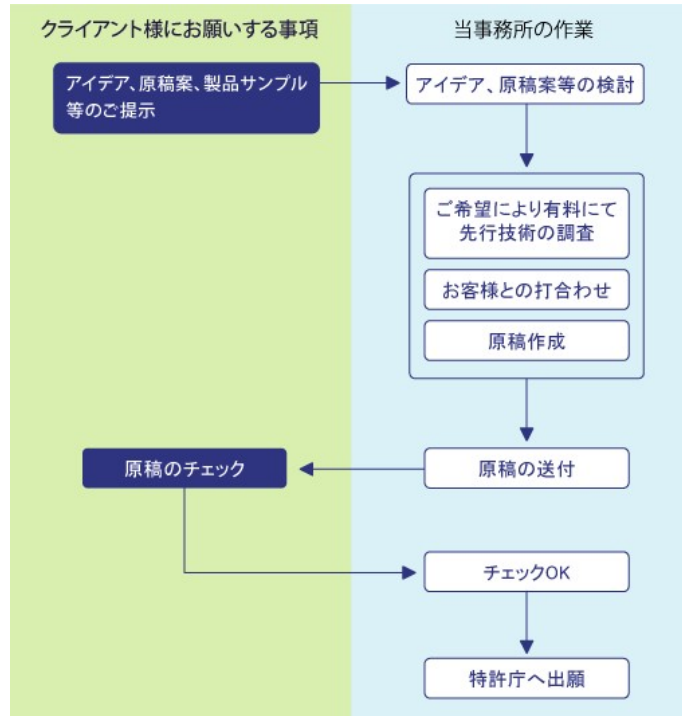
ただし、特許出願における「審査請求」手続きは不用で、基礎的な登録要件が具備されていれば、すぐに実用新案権が付与されます。

なお、実用新案権を行使する際にあたっては、**一定の条件**が課されますので注意が必要です。

### 実用新案権を取得するまでの流れ



実用新案登録出願までの基本的な流れ



お気軽にお電話又はメールにてお問い合わせください。

<p>お電話からのお問い合わせ</p> <p><b>03-6770-2124</b></p>	<p>インターネットからのお問い合わせ</p> <p> <b>お問い合わせフォーム</b></p>
--	---

[ホーム](#)  
[ニュース](#)  
[English](#)

[事務所のご案内](#)  
[事務所概要](#)  
[事業内容](#)  
[スタッフ紹介](#)  
[アクセス](#)  
[各種フォーマット](#)  
[リンク](#)

[特許制度のご案内](#)  
[特許出願](#)  
[実用新案出願](#)  
[意匠出願](#)  
[商標出願](#)  
[外国出願](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright ©2016. All Rights Reserved.